

# 仕 様 書

## 1 件名

東京都立大学英語教育委託（長期継続契約）

## 2 目的

別紙1「東京都立大学英語教育委託基本方針」に基づき、東京都立大学英語教育のカリキュラム作成及びNSE (Native Speaker of English) 講師による授業を実施する。

## 3 履行場所

東京都立大学南大沢キャンパス（八王子市南大沢1-1）  
及び日野キャンパス（日野市旭が丘6-6）

## 4 履行期間

契約締結日の翌日から2025年3月31日まで

## 5 委託内容

### (1) カリキュラム作成及び授業実施

ア 受託者は、以下の条件及び別紙1「東京都立大学英語教育委託基本方針」に基づき、委託者と協議の上、英語教育カリキュラムを作成し、授業を実施する。

#### (ア) 受講者

授業科目名	対象学生	人数	
実践英語 I c	学部1年次生	約 1,750 名 (2022 年度入学者全員)	左記以外に 再履修者
実践英語 I d	学部1年次生	約 1,750 名 (2022 年度入学者全員)	
実践英語 II c	学部2年次生	約 1,550 名 (健康福祉学部を除く)	
実践英語 II d	学部2年次生	約 1,550 名 (健康福祉学部を除く)	

#### (イ) 受講規模及びクラスレベル

各科目の受講規模及びクラスレベルは下記のとおりとする。  
ただし、1クラスあたりの受講者数には、若干の増減がある。  
また、クラス数の内訳は、再履修クラスも含めて変動する場合がある。

#### ① 実践英語 I c（前期に開講）

クラス	英語学力レベル	1クラスの人数	クラス数	再履修クラス数
A	極めて高い	上限 25 名程度	7	左記以外に 6
B 1	高い		71	
B 2	標準			
B 3	低い			
C	極めて低い		7	
計			85	6

② 実践英語 I d (後期に開講)

クラス	英語学力レベル	1クラスの人数	クラス数	再履修クラス数
A	極めて高い	上限 25 名程度	7	左記以外に 7
B 1	高い		71	
B 2	標準			
B 3	低い			
C	極めて低い		7	
計			85	7

③ 実践英語 II c (前期に開講)

クラス	英語学力レベル	1クラスの人数	クラス数	再履修クラス数
A	極めて高い	上限 25 名程度	6	左記以外に 7
B 1	高い		62	
B 2	標準			
B 3	低い			
C	極めて低い		6	
計			74	7

④ 実践英語 II d (後期に開講)

クラス	英語学力レベル	1クラスの人数	クラス数	再履修クラス数
A	極めて高い	上限 25 名程度	6	左記以外に 8
B 1	高い		62	
B 2	標準			
B 3	低い			
C	極めて低い		6	
計			74	8

(ウ) 目標及び授業内容の具体例

各クラスの目標及び授業内容の具体例は、下記のとおりとする。

受託者は、目標を達成するために必要な教材を作成し、クラスレベルに応じた授業を行う。

【目標の具体例】

クラス	実践英語 I c・d	実践英語 II c・d
A	留学や海外生活などに対応できる、複雑な議論や交渉を行うことのできる英語力を養成する。	実践英語 I c・dの内容をより高度に活用する能力を養成する。
B 1	海外旅行や訪日者の案内など、日常生活で必要とされる定形的な表現を基本とした英語運用能力を養成する。 学生のレベルに応じて非定形的表現を活用する能力を養成する。	実践英語 I c・dより難しい定形的表現を活用する能力を養成する。 学生のレベルに応じて非定形的表現を活用する能力を養成する。
B 2		
B 3		
C	基礎的短文の反復練習を通じた英語の基礎習得。次年度へ向け、レベルの底上げを図る。	学生の進度に応じて、実践英語 I c・dのBクラスレベル程度の定形的表現を活用する能力を養成する。

【授業内容の具体例】

クラス	実践英語 I c・d、実践英語 II c・d 共通
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義のノート作成。それに基づく質問や意見の交換</li> <li>・ビジネスにおける商談の場面での会話練習</li> <li>・調査結果のプレゼンテーション</li> <li>・ドキュメンタリー番組等の視聴に基づく感想や意見の交換</li> <li>・レポートの作成</li> </ul>
クラス	実践英語 I c・d、実践英語 II c・d 共通
B 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活、面会の約束、ホテルやレストランの予約等の場面での会話練習</li> </ul>
B 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュースの大意をとらえる練習</li> </ul>
B 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な電子メールの作成</li> </ul>
C	<p>適宜、Aレベルの内容を取り入れ、学習意欲を刺激する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム的要素を取り入れ、英語に親しむ。</li> <li>・挨拶、自己紹介といった初歩的な英会話の練習</li> <li>・道順の説明、切符の買い方、電車の案内といった日常における英語使用環境を想定した練習</li> </ul> <p>適宜、Bレベルの内容を取り入れ、学習意欲を刺激する。</p>

(エ) 授業期間・授業時間

各クラス週1時限(90分)×15週×2期(前期・後期)

(別紙2「東京都立大学学年暦」及び別紙3「授業時間割」のとおり。)

※現時点では、2022年度以降の「東京都立大学学年暦」及び「授業時間割」が確定していないため、別添の「2021年度東京都立大学学年暦」、「2021年度授業時間割」を参照すること。

なお、2022年度以降の「東京都立大学学年暦」及び「授業時間割」等については、確定次第、委託者から受託者へ通知する。

イ 受託者は、受託者が作成したカリキュラム及び教材等に基づき、委託者の承認を得て授業を実施し、学生の出席管理を行う。なお、各クラスの受講者及び教室については、委託者において確定し、クラス名簿及び教室割当を受託者に通知する。

ウ 受託者は、月曜日から金曜日の1限(8:50~10:20)及び2限(10:30~12:00)においては、各時限のクラス数に加えて1名以上の講師(以下、「バックアップ講師」という。)を配置し、不測の事態が生じた場合であっても休講としない体制をとること。また、バックアップ講師は、休講への対応が不要の場合は、学内に待機し、学生からの英語に関する質問や相談に対しアドバイスするとともに、学生が英語によるコミュニケーションを行うことができる体制を取ること。

なお、バックアップ講師は、年間8週間においては複数配置すること。その期間については、別途指示する。

エ 受託者は、授業期間開始前に、当期の授業実施予定表を委託者へ提出すること。

また、それに変更が生じた場合は、その都度報告を行うこと。

オ 別紙4「交通機関運休の場合等の授業の取扱い」により、授業が休講となった場合は、委託者の承認を得て、別途、補講等を行うこと。

その他、不測の事態により休講となった場合も同様とする。

カ やむを得ない理由により、大学内の教室で授業を実施することが困難な場合は、委託者と受託者が協議の上、オンライン授業等を実施すること。オンライン授業等の実施のために必要となる一切の費用は受託者が負担する。ただし、オンライン授業配信用アカウントについては、必要に応じて貸与するものとする。

## (2) 試験の実施

受託者は、各学期末に試験を実施すること。試験問題は同一開講時限毎に作成することとし、同一クラスレベル毎又はクラス毎の問題を、委託者との協議に基づいて作成すること。

学期末試験期間以外の授業期間に試験等を実施する場合は、実施方法及び評価方法について事前に委託者と協議の上、決定すること。

## (3) 成績判定資料作成

受託者は、委託者と協議して、出席、授業への参加態度、上達度、課題達成度、小テスト、発表、試験などについて、評価要素となる細部の項目とその評価基準を定め、的確な評価を行い、受託者は、当該評価をもとに個人別成績資料、個人別評価書及びクラス毎に集計した個人別成績一覧を作成し、別途指定する期日までに委託者へ提出すること。

## (4) 成績問い合わせ制度への対応

本制度の申請期間において、委託者が当該科目の成績評価について学生から問い合わせを受理した場合は、受託者は、上記(4)の内容を再度確認するとともに、個人別成績資料及び授業担当講師のコメント等の情報をまとめ、別途指定する期日までに委託者へ提出すること。

## (5) 授業時間外における相談業務（オフィスアワー）

ア 受託者は、講師が学内に待機し、学生からの英語に関する質問や相談に対しアドバイスするとともに、学生が英語によるコミュニケーションを行うことができる体制を取ること。

イ 受託者は、別紙5に基づき、授業時間外における相談業務を実施すること。

ウ 1時限（昼休みは1時間）あたり、常時、複数の講師が対応する体制とする。

エ 年間8週間（試験、評価等に係る期間）においては、相談業務の増加が見込まれるため講師の増員をすること。その期間については、別途指示する。

オ オフィスアワーの実施状況については、別途指示する様式により報告すること。

## (6) 授業準備

受託者は、別紙6に定める日程に基づき、委託者との打合せ及び授業準備を行うこと。ただし、授業準備期間にかかる一切の費用は受託者が負担する。

## (7) NSE 事務室の設置

受託者は、学内に NSE 事務室を設置し、授業実施期間及び必要に応じて日本語を母語とするスタッフを学内に常駐させること。NSE 事務室として使用する部屋については、委託者が別途指示する。

常駐スタッフは、授業担当講師の勤怠管理、オフィスアワーの調整、学生からの問い合わせ対応等を行うこと。業務の詳細については、別途、委託者と受託者が協議の上決定する。

なお、NSE 事務室運営にかかる一切の費用は受託者が負担する。

## 6 授業を実施する講師の資格

授業を実施する講師（以下「講師」という。）は、以下の要件を満たすものであること。また、受託者は、講師の能力と適性について立証する責任を有する。

(1) 英語を母語とする者であること。

(2) 学士以上の資格を有し、かつ、TESOL、TEFL、DELTA、CELTA のいずれかの資格を有する又は日本の大学での教育経験が豊富であること。

受託者は委託者へ講師の一覧（名簿）を提出すること。また、その際に上記資格を満たすことがわかるように記載欄を設けること。講師の変更があった場合は速やかに委託者へ申し出ること。

## 7 権利の帰属

- (1) 本件委託により開発した教材等の著作権は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を本法人に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本委託業務により発生したプログラムの著作権及び設計書類の著作権については、法人に無償で譲渡するものとする。
- (4) 納品物について、画像・映像・プログラム等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合受託者は、当該既存著作物等の内容について、製作前に担当者の承認を得ることとし、受託者は既存著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

## 8 支払方法

支払方法は、授業実施中の各年度の四半期ごとに受託者の請求に基づき支払う。ただし、当該期が完了し、適正な請求書が提出された後、60日以内とする。なお、月毎に委託完了届を法人に提出し、かつ、各事項について法人が適当と判断することにより、履行完了とする。

## 9 守秘義務

- (1) 受託者は、業務内容及び業務遂行上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様の取扱とする。また、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すること。
- (2) 個人情報の取扱については、上記（1）に加えて、別紙7に定める内容も遵守すること。

## 10 委託業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、本契約期間満了に伴い、入札等により受託者が交代することになった場合、次期受託者が業務を円滑に遂行できるように委託者及び次期受託者へ引継ぎを行うこと。本引継ぎは、本委託の業務に含めるものとする。
- (2) 上記（1）の実施にあたっては、受託者は以下により引継ぎを行うこと。
  - ア 受託者は、業務引継書（管理マニュアル等）を作成し、本契約期間満了3ヶ月前までに委託者に提出し、確認を受けること。なお、業務引継書は、電子データ（Microsoft Word、Excel）にて作成すること。
  - イ 受託者は、委託者立会いのもと、次期受託者に対し、本契約期間満了前に十分な時間をかけて、引継ぎ及び必要な研修等を行うこと。

## 11 貸与品の扱い

- (1) 本契約の履行にあたり必要な資料はその都度受託者に貸与する。
- (2) 受託者はその貸与品について、善良な管理者として注意義務を持って適正に管理及び利用すること。データ等の管理は万全を期すること。

## 12 違約金

受託者が、本仕様書に定める事項を履行しないとき、又は、履行する見込みが明らかでないとき委託者が認めるとき、受託者は約款に定める違約金を委託者に納付しなければならない。

### 13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。
- (2) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
  - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (3) 委託者は、本契約の履行状況について、必要に応じ受託者に報告を求め、又は調査を行い、本仕様書に基づき、改善事項について協議を行うことができる。
- (4) 再委託は原則不可。ただし、法人が有効と認める場合は可とする。
- (5) 本契約の履行に当たって必要となる一切の経費は、受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議のうえ処理すること。

【担当】 東京都公立大学法人  
東京都立大学管理部教務課 河野  
電話 042(677)2393 (直通)

## 東京都立大学英語教育委託基本方針

### 1 目的

東京都立大学英語教育について、英語教員会議、英語教育分科会と協力してカリキュラムを企画し、授業の実施を行う。

### 2 英語教育の外部委託の必要性

国際社会はさまざまな文化・言語的背景を持った人々から成るが、英語はそういう多種多様な出自の人々が交流をはじめる際の共通言語の役割を果たしている。

東京都立大学の英語教育においては、留学生活や海外生活、国際貢献などの場面において、そのような共通言語として必要とされる英語力の基礎を養成することを目的としている。その基礎を固めるためには、NSE (Native Speaker of English) 講師による対人的コミュニケーションの訓練の提供がきわめて有効であり、不可欠である。

一方で、多数の NSE 講師を擁する場合に生じがちな教育手法やクオリティのばらつきをなくし、学生のレベルに合った授業内容・教育手法・教材を統括的に提供する必要がある。

そこで、英語教育の一部を外部委託することによって、語学学校等が培ったノウハウを活かしながら、大学教育への応用をはかり、NSE 講師の安定的確保、統一メソッドによる授業のクオリティを確保し、最大限の教育効果を求めることとする。

### 3 東京都立大学英語教育の考え方

国際社会では以下の事項が求められる。

- 1) 相手の話をよく聞く。
- 2) 自分の文化圏での習慣や考え方を説明したうえで、分からないことを率直に質問する。
- 3) 相互の文化・言語的背景の違いの認識を深め合う。

東京都立大学では、上記3点を行うことができる能力とともに自分の考えを的確に表現する英語コミュニケーション能力を養成する。

そのために、以下の2点を特色とするプログラムの実施・運営を委託する。

#### (1) 上記の1)～3)をふまえた目標の設定

- ・レベルごとの学生の学力に合った適切な目標を設定する。
- ・一般社会や日常生活のさまざまな場面に対応できるコミュニケーション能力を習得させる。

#### (2) NSE 講師を採用した統一カリキュラム

- ・学生が英語によるコミュニケーションに対して持つ苦手意識を克服し、相手の意見をよく理解しながら自分の意見をはっきり述べる力を身につけられるよう、プレゼンテーション、質疑応答等を取り入れた NSE による意見交換型の授業を実施していく。
- ・適切な教材に基づく統一的なガイドラインにより、学生のレベルに合わせて効果的な授業を行う。
- ・授業時間以外にも、講師が学内に待機し、学生からの英語に関する質問や相談に対しアドバイスするとともに、学生が英語によるコミュニケーションを行うことができる体制を取る。

2021年度 東京都立大学学年暦

(前期・前期Ⅰ・前期Ⅱ)

	日	月	火	水	木	金	土	主な行事
4月					1	2	3	履修等ガイダンス 4月1日(木)~4月6日(火)
	4	5	6	7	8	9	10	入学式 4月の土日(予定)
	11	12	13	14	15	16	17	前期 及び 前期Ⅰ 授業開始 4月7日(水)
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30		4月29日(祝)昭和の日
5月							1	5月3日(祝) 憲法記念日、5月4日(祝) みどりの日、5月5日(祝) こどもの日
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	前期Ⅰ 期末試験 5月28日(金)~5月29日(土)、6月2日(水)~6月3日(木)、6月7日(月)~6月8日(火)【前期開講科目は通常授業】
	30	31						
6月			1	2	3	4	5	前期Ⅱ 授業開始 6月4日(金)
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30				
7月					1	2	3	対大阪府立大学総合競技大会 7月3日(土)~7月4日(日)(調整中)
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	前期 期末試験 7月16日(金)~7月17日(土)、7月21日(水)、7月22日(木)、8月2日(月)~8月3日(火)【前期Ⅱ開講科目は通常授業】
	18	19	20	21	22	23	24	7月22日(祝) 海の日【試験日】 7月23日(祝) スポーツの日
	25	26	27	28	29	30	31	夏季休業 7月23日(金)~8月1日(日)
8月	1	2	3	4	5	6	7	前期 及び 前期Ⅱ 期末試験 8月4日(水)~8月10日(火) 2020 東京オリンピック 開催期間 7月23日(金)~8月8日(日)
	8	9	10	11	12	13	14	夏季休業 8月11日(水)~9月30日(木)
	15	16	17	18	19	20	21	8月9日(祝) 振替休日【試験日】 8月8日(祝) 山の日
	22	23	24	25	26	27	28	夏季集中(集中授業第Ⅰ期)及び補講(前半)8月11日(水)~8月17日(火)
	29	30	31					2020 東京パラリンピック 開催期間 8月24日(火)~9月5日(日)
9月				1	2	3	4	夏季集中(集中授業第Ⅰ期)及び補講(後半)
	5	6	7	8	9	10	11	9月6日(月)~9月17日(金)
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	9月20日(祝) 敬老の日 9月23日(祝) 秋分の日
26	27	28	29	30				
前期授業 暦日数	16	16	16	16	16	16		
前期授業 日数	16	16	16	16	16	16		

- は休業又は休講日
- は祝日授業日     は祝日試験日
- は集中授業及び補講期間(休業日)
- は前期試験期間     は前期Ⅰ・前期Ⅱ試験期間



	日	月	火	水	木	金	土	
10月						1	2	後期 及び 後期Ⅰ 授業開始 10月1日(金)
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	青鳩祭(荒川C) 未定
	24	25	26	27	28	29	30	大学祭(南大沢C)準備日 10月31日(日)(調整中)
	31							
11月		1	2	3	4	5	6	大学祭(南大沢C) 11月1日(月)~11月3日(水) 大学祭(南大沢C)片付け 11月4日(木) (調整中)
	7	8	9	10	11	12	13	11月3日(祝) 文化の日
	14	15	16	17	18	19	20	後期Ⅰ 期末試験 11月19日(金)~11月20日(土)、11月29日(月)~12月2日(木) 【後期開講科目は通常授業】
	21	22	23	24	25	26	27	11月23日(祝) 勤労感謝の日【授業日】
	28	29	30					後期Ⅱ 授業開始 11月26日(金)
12月				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	総合防災訓練(南大沢C)(予定)
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	補講日 12月22日(水)~12月24日(金)
	26	27	28	29	30	31		
1月							1	後期 及び 後期Ⅱ 授業再開 1月4日(火)
	2	3	4	5	6	7	8	1月10日(祝) 成人の日
	9	10	11	12	13	14	15	試験場設営 1月14日(金)、大学入学共通テスト 1月15日(土)~1月16日(日)
	16	17	18	19	20	21	22	英語クラス編成テスト(授業休講) 1月18日(火)
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						後期 期末試験 1月28日(金)~2月3日(木)【後期Ⅱ開講科目は通常授業】
2月			1	2	3	4	5	後期 及び 後期Ⅱ 期末試験 2月4日(金)~2月10日(木)
	6	7	8	9	10	11	12	授業終了 2月10日(木) 春季休業 2月11日(金)~3月31日(木)
	13	14	15	16	17	18	19	補講日 2月12日(土)~2月15日(火) 2月11日(祝) 建国記念日
	20	21	22	23	24	25	26	第二次学力試験(前期)会場設営(予定) 2月24日(木) 2月23日(祝) 天皇誕生日
	27	28						第二次学力試験前期日程(予定) 2月25日(金)~2月26日(土)
3月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	第二次学力試験(後期)会場設営(予定) 3月11日(金)
	13	14	15	16	17	18	19	第二次学力試験後期日程(予定) 3月12日(土)
	20	21	22	23	24	25	26	卒業式 未定 3月21日(祝) 春分の日
	27	28	29	30	31			
後期授業 暦日数	16	16	16	16	16	16	16	
後期授業 日数	16	16	16	16	16	16	16	
合計 授業日数	32	32	32	32	32	32	32	

- は休業又は休講日
- は祝日授業日     は祝日試験日
- は集中授業及び補講期間(休業日)
- は後期試験期間     は後期Ⅰ・後期Ⅱ試験期間
- は英語クラス編成テスト日(休講日)

2022年度 前期 授業時間割(予定) <南大沢キャンパス>

	月			火			水			木			金		
1時限 (8:50~10:20)		実践英語 Ⅱc NSE 経済経営 (11)			実践英語 Ⅱc NSE システム (16)			実践英語 Ⅰc NSE 経済経営 (11)				実践英語 Ⅰc NSE 環境 (13)			実践英語 Ⅰc NSE システム (16)
2時限 (10:30~12:00)		実践英語 Ⅱc NSE 環境 (13)			実践英語 Ⅱc NSE 理学 (12)			実践英語 Ⅰc NSE 法 (11)				実践英語 Ⅰc NSE 理学 (12)			実践英語 Ⅰc NSE 人社 (11)
			実践英語 Ⅱc 再履修 (1)												実践英語 Ⅱc 再履修 (1)
昼休み															
3時限 (13:00~14:30)					実践英語 Ⅱc NSE 人社 (11)							実践英語 Ⅱc NSE 法 (11)			実践英語 Ⅰc NSE 健康 (11)
4時限 (14:40~16:10)												実践英語 Ⅰc 再履修 (1)			
5時限 (16:20~17:50)		実践英語 Ⅰc 再履修 (1)			実践英語 Ⅰc 再履修 (1)			実践英語 Ⅰc 再履修 (1)				実践英語 Ⅱc 再履修 (1)			実践英語 Ⅰc 再履修 (1)
6時限 (18:00~19:30)			実践英語 Ⅱc 再履修 (1)			実践英語 Ⅱc 再履修 (1)			実践英語 Ⅱc 再履修 (1)			実践英語 Ⅰc 再履修 (1)			

( )内はクラス数。

2023~2024年度 前期 授業時間割(予定) <南大沢キャンパス>

	月				火				水				木				金										
1時限 (8:50~10:20)	実践英語 IIc NSE 経済経営 (11)				実践英語 Ic NSE 理学 ① (6)		実践英語 IIc NSE システム ① (8)				実践英語 Ic NSE 人社 ① (5)		実践英語 Ic NSE 経済経営 ① (6)				実践英語 Ic NSE 環境 ② (7)		実践英語 IIc NSE 理学 ② (6)				実践英語 Ic NSE システム ② (8)		実践英語 IIc NSE 環境 ② (7)		
2時限 (10:30~12:00)	実践英語 Ic NSE システム ① (8)		実践英語 IIc NSE 環境 ① (6)				実践英語 Ic NSE 環境 ① (6)		実践英語 IIc NSE 理学 ① (6)				実践英語 Ic NSE 法 ① (11)				実践英語 Ic NSE 理学 ② (6)		実践英語 IIc NSE システム ② (8)				実践英語 Ic NSE 人社 ② (6)		実践英語 Ic NSE 経済経営 ② (5)		
			実践英語 IIc 再履修 (1)																							実践英語 IIc 再履修 (1)	
昼休み																											
3時限 (13:00~14:30)						実践英語 IIc NSE 人社 (11)											実践英語 IIc NSE 法 (11)								実践英語 Ic NSE 健康 (11)		
4時限 (14:40~16:10)																	実践英語 Ic 再履修 (1)										
5時限 (16:20~17:50)		実践英語 Ic 再履修 (1)					実践英語 Ic 再履修 (1)					実践英語 Ic 再履修 (1)						実践英語 IIc 再履修 (1)								実践英語 Ic 再履修 (1)	
6時限 (18:00~19:30)			実践英語 IIc 再履修 (1)				実践英語 IIc 再履修 (1)					実践英語 IIc 再履修 (1)						実践英語 Ic 再履修 (1)									

( )内はクラス数。

2022～2024年度 前期 授業時間割(予定) <日野キャンパス>

	月				火				水				木				金			
1時限 (8:50～10:20)																				
2時限 (10:30～12:00)																				
昼休み																				
3時限 (13:00～14:30)																				
4時限 (14:40～16:10)																				
5時限 (16:20～17:50)	実践英語Ⅱc 再履修 (日野キャンパス) (1)																			

( )内はクラス数。

2022年度 後期 授業時間割(予定) <南大沢キャンパス>

	月				火				水				木				金			
1時限 (8:50~10:20)	実践英語 II d NSE 経済経営 (11)				実践英語 II d NSE システム (16)				実践英語 I d NSE 経済経営 (11)				実践英語 I d NSE 環境 (13)				実践英語 I d NSE システム (16)			
2時限 (10:30~12:00)	実践英語 II d NSE 環境 (13)				実践英語 II d NSE 理学 (12)				実践英語 I d NSE 法 (11)				実践英語 I d NSE 理学 (12)				実践英語 I d NSE 人社 (11)		実践英語 II d 再履修 (1)	
昼休み																				
3時限 (13:00~14:30)					実践英語 II d NSE 人社 (11)								実践英語 II d NSE 法 (11)				実践英語 I d NSE 健康 (11)			
4時限 (14:40~16:10)													実践英語 I d 再履修 (1)							
5時限 (16:20~17:50)	実践英語 I d 再履修 (1)				実践英語 I d 再履修 (1)		実践英語 II d 再履修 (1)				実践英語 I d 再履修 (1)		実践英語 II d 再履修 (1)				実践英語 II d 再履修 (1)		実践英語 I d 再履修 (1)	
6時限 (18:00~19:30)			実践英語 II d 再履修 (1)								実践英語 II d 再履修 (1)				実践英語 I d 再履修 (1)				実践英語 I d 再履修 (1)	

( )内はクラス数。

2023～2024年度 後期 授業時間割(予定) <南大沢キャンパス>

	月				火				水				木				金			
1時限 (8:50～10:20)	実践英語 II d NSE 経済経営 (11)				実践英語 I d NSE 理学 ① (6)	実践英語 II d NSE システム ① (8)			実践英語 I d NSE 人社 ① (5)	実践英語 I d NSE 経済経営 ① (6)			実践英語 I d NSE 環境 ② (7)	実践英語 II d NSE 理学 ② (6)			実践英語 I d NSE システム ② (8)	実践英語 II d NSE 環境 ② (7)		
2時限 (10:30～12:00)	実践英語 I d NSE システム ① (8)	実践英語 II d NSE 環境 ① (6)			実践英語 I d NSE 環境 ① (6)	実践英語 II d NSE 理学 ① (6)			実践英語 I d NSE 法 ① (11)				実践英語 I d NSE 理学 ② (6)	実践英語 II d NSE システム ② (8)			実践英語 I d NSE 人社 ② (6)	実践英語 I d NSE 経済経営 ② (5)	実践英語 II d 再履修 (1)	
昼休み																				
3時限 (13:00～14:30)					実践英語 II d NSE 人社 (11)								実践英語 II d NSE 法 (11)				実践英語 I d NSE 健康 (11)			
4時限 (14:40～16:10)													実践英語 I d 再履修 (1)							
5時限 (16:20～17:50)		実践英語 I d 再履修 (1)			実践英語 I d 再履修 (1)	実践英語 II d 再履修 (1)			実践英語 I d 再履修 (1)	実践英語 II d 再履修 (1)				実践英語 II d 再履修 (1)			実践英語 I d 再履修 (1)			
6時限 (18:00～19:30)			実践英語 II d 再履修 (1)							実践英語 II d 再履修 (1)			実践英語 I d 再履修 (1)				実践英語 I d 再履修 (1)			

( )内はクラス数。

2022～2024年度 後期 授業時間割(予定) <日野キャンパス>

	月				火				水				木				金			
1時限 (8:50～10:20)																				
2時限 (10:30～12:00)																				
昼休み																				
3時限 (13:00～14:30)																				
4時限 (14:40～16:10)																				
5時限 (16:20～17:50)	実践英語Ⅱd 再履修 (日野キャンパス) (1)																			

( )内はクラス数。

## 交通機関運休の場合等の授業の取扱い

交通機関が、積雪、風水害、事故、ストライキ等により運休した場合等の授業の取扱いは、次のとおりである。

(注)「運休」とは、当該路線の全線にわたり、すべての列車の運転休止が確認されているものをいう。

### 【南大沢キャンパス】

1. 午前6時現在、京王相模原線・京王線、JR横浜線、小田急小田原線のいずれかが運休している場合は、第1時限～第2時限(8:50～12:00)を休講とする。
2. 前項に掲げる各路線の運転見合わせ及び小田急多摩線、JR南武線・中央線・山手線、多摩モノレールのいずれかの運休又は運転見合わせなど、通学に著しい支障をもたらす状況が生じている場合、若しくは生じることが予想される場合には、その都度休講等を決定する。

#### 休講を決定する時刻

- 第1時限～第2時限(8:50～12:00)については、午前6時までに決定する。  
第3時限～第4時限(13:00～16:10)については、午前10時までに決定する。  
第5時限～第6時限(16:20～19:30)については、午後1時までに決定する。
3. 定期試験等についても、授業と同様の扱いとする。別途、事後措置を行うことがある。

### 【日野キャンパス】

1. 午前6時現在、JR中央線又はJR横浜線が運休している場合は、第1時限～第2時限を休講とする。
2. 前項に定めるほか、通学に著しい支障をもたらす状況が生じている場合、又は生じることが予想される場合には、次に掲げるところにより休講等を決定し、周知する。

#### 休講を決定する時間

- 第1時限～第2時限については、午前6時までに決定する。  
なお、前日中に翌日の休講を決定する場合がある。  
第3時限については、午前10時30分までに決定する。  
第4時限については、正午までに決定する。  
第5時限以降については、午後2時までに決定する。

#### 休講の周知方法

- 本学公式Twitter ([https://twitter.com/TMU\\_PR](https://twitter.com/TMU_PR)) により周知する。
3. 実験等連続授業(夏季及び冬季集中授業は除く。)においては、その授業の最初の時限が休講となる場合は、以後に続く時限も休講とする。
  4. 定期試験等についても、授業と同じ扱いとする。別途、事後措置を行うことがある。

### 【確認の方法】

大学のホームページ (<https://www.tmu.ac.jp/>) 及び東京都立大学Twitter ([https://twitter.com/TMU\\_PR](https://twitter.com/TMU_PR)) により、確認することができる。



## 2022年度～2024年度 授業時間外における相談業務について &lt;南大沢キャンパス&gt;

## 1 実施時間

	月				火				水				木				金			
1時限 (8:50～10:20)																				
2時限 (10:30～12:00)																				
昼休み (12:00～13:00)		オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)		
3時限 (13:00～14:30)		オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)		
4時限 (14:40～16:10)		オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)		
5時限 (16:20～17:50)		オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)				オフィス アワー (2)		

( )内はブース数。

- 2 実施期間 試験期間を除く授業期間
- 3 実施場所 南大沢キャンパス 6号館4階 421室
- 4 増員について 年間8週間については、3名以上の講師に増員すること。その期間については、別途指示する。
- 5 その他 実施曜日・時限は、委託者と受託者の協議により変更する場合がある。  
また、予め決められたブース数で対応できなかった場合は、委託者の承認を得て、相当分を別途実施すること。

## 授業開始に係る前年度の日程表

別紙6

時期	打合せ回数	打合せ内容	締切
10月下旬	第1回	履修方法、シラバス作成、出欠管理、試験・追試方法等の伝達 等	
11月下旬	第2回	NSE事務マニュアルの調整	シラバス作成、販売教科書の決定、ガイドラインの作成
1月下旬	第3回	欠席の判断基準、提出資料、講義内容の確認 等	

## 東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

### (基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

### (資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

### (記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

### (再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。